

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 交付金の配分基準について

3 畜 産 第 1342 号
令和3年12月24日
農林水産省畜産局長 通知

制 定 令和3年12月24日付け3畜産第1342号
最終改正 令和4年12月8日付け4畜産第1923号

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の算定

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表の事業内容欄に定める取組のうち、要綱第11及び食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第2025号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表の事業内容欄に定める取組のうち、交付等要綱第12に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の2年度目以降の実施に要する継続要望額（食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）の別紙様式第3号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の5の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、要綱第11に定める交付決定を受けた事業実施計画のうち次に掲げる事業実施計画については、上記にはよらず、以下の2により配分するものとする。

ア 前年度に別表3に基づきポイントを加算したものの、事業申請時までその内容を満たしたと認められない事業実施計画

イ 施設整備を伴う、事業実施期間が複数年の事業であって、初年度の取組内容を実施設計又は要綱別表の事業内容欄の1の（1）のみとしている事業実施計画

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1から別表4までにに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

なお、前項のただし書のアにより算定する事業実施計画については、要望額から2割を減じて配分するものとする。

（2）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 食肉センターの取組にあつては、1年度当たり25億円

イ アに掲げる以外の取組については、1年度当たり20億円

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

(5) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては畜産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の配分への反映

要綱第23の7に基づく評価結果の交付金の配分への反映は、次に掲げるとおり行うものとする。

都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（以下「達成度」という。）を算定し、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望されるすべての事業実施計画に反映させるものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事情がある場合を除く。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

達成度	ポイント
80%	0ポイント
75%以上80%未満	－1ポイント
70%以上75%未満	－2ポイント
65%以上70%未満	－3ポイント
60%以上65%未満	－4ポイント
60%未満	－5ポイント

第3 前々年度不用額の配分への反映

1 前々年度の都道府県における交付金の不用額率について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望されるすべての事業実施計画に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事態により生じた不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上10%未満	－1ポイント
10%以上	－2ポイント

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則 この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。